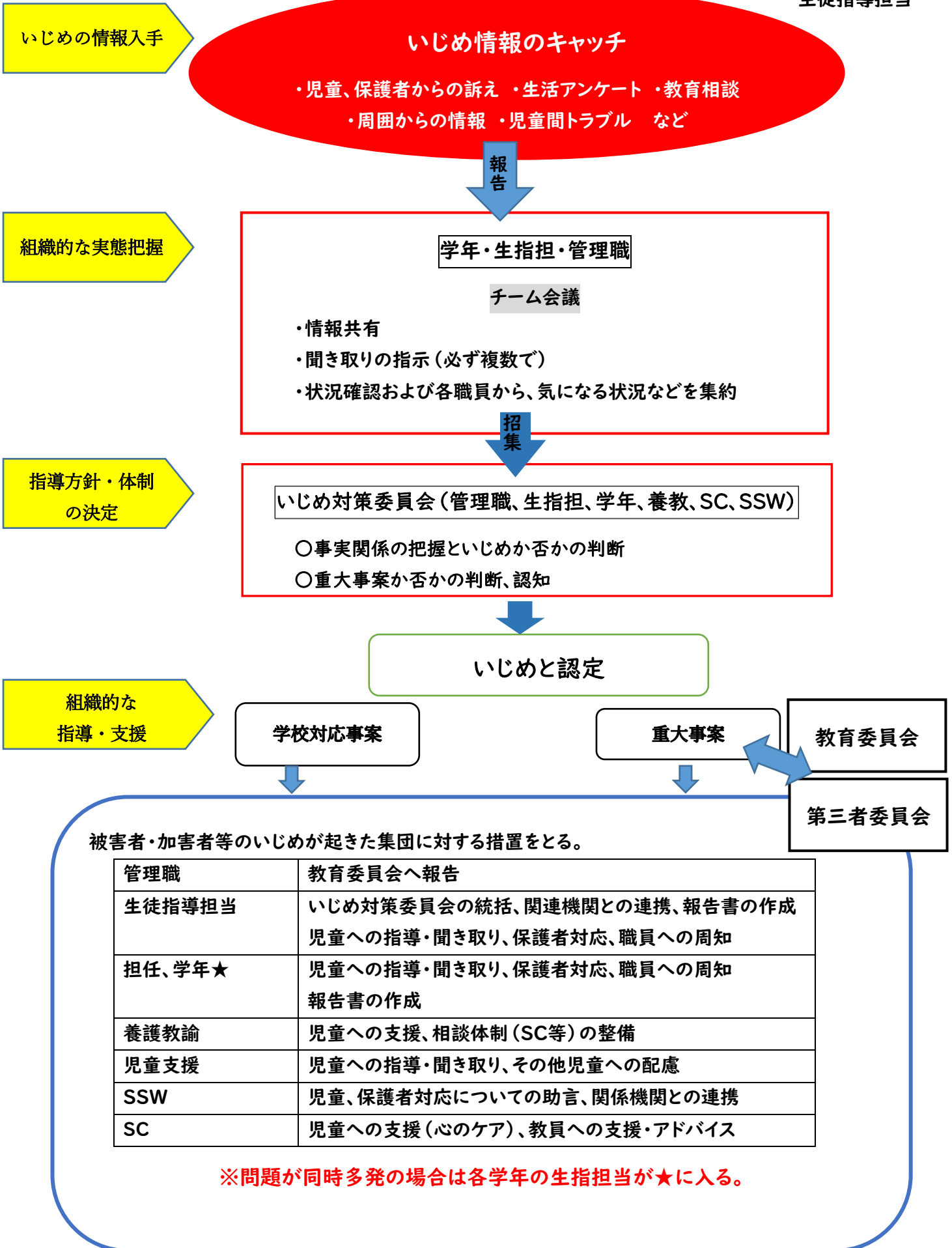




② 猪名川小学校 いじめ問題発生時の基本的対応(案) (令和7年度作成)

生徒指導担当



## 役割分担の詳細

校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策委員会への指示 ・教育委員会への報告・指示を受ける</li> <li>・保護者との話し合い(状況による)</li> </ul>
教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の統括 ・学校としてできること、できないことの明確化(校長判断による)</li> <li>・保護者との話し合い(状況による) ・教育委員会への報告</li> </ul>
生徒指導担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会の統括、指示 ・対策委員会の記録</li> <li>・関係学年、他教員との連携 ・管理職への状況報告、相談</li> <li>・保護者対応 ・児童への聞き取り ・報告書の作成 ・情報の集約</li> <li>・職員会議等で情報共有 ・記録をおこなう教員への状況説明</li> <li>・補欠配当(必要に応じて)</li> </ul>
担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童への聞き取り、記録 ・保護者対応(家庭訪問、電話)</li> <li>・管理職、生徒指導担当へ報告、相談、連絡 ・職員への周知</li> <li>・児童の様子を観察</li> </ul>
学年、学年団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童への聞き取り、記録</li> <li>・保護者対応</li> </ul>
他教員(必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて児童への聞き取り(記録)</li> <li>(基本は、生徒指導担当、学年団で対応するが、人数が足りないときに招集する)</li> <li>・自習監督</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの連携 ・保健室で休養を望む児童への配慮</li> <li>・保健室での支援</li> </ul>
児童支援担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童への聞き取り、記録</li> <li>・他児童への対応(授業の入り込みなど) ・自習監督</li> </ul>
SSW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の整理、分析、解決のための計画を立案</li> <li>・保護者、教職員に対する支援、相談</li> </ul>
SC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童へのカウンセリング</li> <li>・教職員への支援・アドバイス</li> </ul>

### ◎配慮事項

- ・児童への聞き取り、指導は基本休み時間におこなう。
- ・児童の学習保障を大切にする。
- ・報告、連絡、相談を大切にする。
- ・聞き取りは、複数で対応する。
- ・職員への周知は、①初期対応の内容を、生徒指導担当を通して各学年の生徒指導担当を介して周知する。  
②対策委員会でおおまかな内容が決まれば、職員会議等で生徒指導担当、担任が周知する。
- ・職員室への集合、情報の集約等は、基本中休みや昼休みなどの時間を利用する。(授業には、かぶらない)  
※もしかぶってしまった場合は、補欠配当をおこない、空き教員による自習体制をとる。  
教室に教員が0という環境をなくす。
- ・指導、対応は、週をまたがない。
- ・解決後は、その後の児童の様子や経過報告を必ず保護者に伝える。
- ・児童間暴力、対教師暴力、器物破損等の問題行動の指導においても、この流れ、分担に準ずる。